

四 半 期 報 告 書

(第126期第1四半期)

株式会社きんえい

E 0 4 5 9 2

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社きんえい

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3 【経営上の重要な契約等】	4
第3 【提出会社の状況】	5
1 【株式等の状況】	5
2 【役員の状況】	6
第4 【経理の状況】	7
1 【四半期財務諸表】	8
2 【その他】	13
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	14

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 令和4年6月13日

【四半期会計期間】 第126期第1四半期(自 令和4年2月1日 至 令和4年4月30日)

【会社名】 株式会社きんえい

【英訳名】 K i n - E i C o r p .

【代表者の役職氏名】 取締役社長 田中耕造

【本店の所在の場所】 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号

【電話番号】 06(6632)4553番

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 藤下修

【最寄りの連絡場所】 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号

【電話番号】 06(6632)4553番

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 藤下修

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次 会計期間	第125期 第1四半期累計期間	第126期 第1四半期累計期間	第125期
	自 令和3年2月1日 至 令和3年4月30日	自 令和4年2月1日 至 令和4年4月30日	自 令和3年2月1日 至 令和4年1月31日
売上高 (千円)	760,130	782,064	3,001,191
経常利益 (千円)	66,151	52,317	159,058
四半期(当期)純利益 (千円)	42,208	47,165	108,018
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	564,200	564,200	564,200
発行済株式総数 (千株)	2,821	2,821	2,821
純資産額 (千円)	2,155,052	2,241,049	2,221,515
総資産額 (千円)	5,591,898	5,682,247	5,770,694
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	15.14	16.91	38.74
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	10.00
自己資本比率 (%)	38.5	39.4	38.5

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成していないので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 当社は関連会社を有していないため、持分法を適用した場合の投資利益は記載しておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容に重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当第1四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が徐々に緩和される一方、ウクライナ情勢に伴う不透明感に加え、原材料価格の上昇、供給面での制約など下振れリスクが増すうちに推移しました。

この間当社におきましては、当社施設を通じた新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、種々の対策を徹底、継続しました。その上で、周辺大型商業施設とのタイアップイベント実施等によるあべのAPOロシネマへの集客に努めるとともに、アポロビル・ルシアビルにおける空室部分への後継テナント誘致に注力しました。

これらの結果、当第1四半期累計期間の売上高合計は782,064千円（前年同期比2.9%増）となり、費用面におきましては、部門別業績管理の徹底により、諸経費全般に亘って鋭意抑制しましたが、修理費等が増加した結果、営業利益は48,843千円（前年同期比20.8%減）となり、経常利益は52,317千円（前年同期比20.9%減）、四半期純利益は47,165千円（前年同期比11.7%増）となりました。

各セグメントの状況は次のとおりであります。

a. シネマ・アミューズメント事業

シネマ・アミューズメント事業部門におきましては、“劇場版 名探偵コナン ハロウィンの花嫁” “余命10年” “劇場版 呪術廻戦 0” “S I N G / シング：ネクストステージ” “ファンタスティック・ビーストとダンブルドアの秘密” などの話題作を上映する一方、感染予防対策を徹底した上で販売促進活動を推進した結果、収入合計は282,149千円（前年同期比10.3%増）で前年同期からは増収となりましたが、営業原価控除後のセグメント損失は891千円（前年同期セグメント損失2,311千円）となりました。

同事業の収入等は次のとおりであります。

区分	単位	当第1四半期累計期間 (令和4年2月1日から 令和4年4月30日まで)	前年同期比 (%)
劇場入場人員	千人	188	9.3
劇場収入	千円	255,855	9.9
娯楽場収入	千円	26,294	13.8
合計	千円	282,149	10.3

b. 不動産事業

不動産事業部門におきましては、感染拡大に伴う空室発生等のため、このセグメント全体の収入合計は499,915千円（前年同期比0.9%減）となり、セグメント利益は120,565千円（前年同期比12.8%減）となりました。

同事業の収入は次のとおりであります。

区分	単位	当第1四半期累計期間 (令和4年2月1日から 令和4年4月30日まで)	前年同期比 (%)
不動産賃貸収入	千円	347,706	△0.5
駐車場収入	千円	47,222	5.4
ビル共益費等収入	千円	99,531	△4.7
その他事業収入	千円	5,455	△5.0
合計	千円	499,915	△0.9

当第1四半期会計期間末における総資産は、有形固定資産の減少等により前期末に比較して88,447千円減少し、5,682,247千円となりました。負債は、設備関係未払金の減少等により、前期末に比較して107,981千円減少し、3,441,197千円となりました。純資産は、四半期純利益など利益剰余金の増加額が配当金の支払い等による減少額を上回ったため、前期末に比較して19,534千円増加し、2,241,049千円となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症拡大は、依然として予断を許さない状況であり、引き続き当社施設を通じた感染症拡大を防止するため細心の注意を払いながら、集客と収入の確保を目指してまいります。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,000,000
計	8,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (令和4年4月30日)	提出日現在 発行数(株) (令和4年6月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,821,000	2,821,000	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数 100株
計	2,821,000	2,821,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
令和4年2月1日～ 令和4年4月30日	—	2,821	—	564,200	—	24,155

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

令和4年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 32,400	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,733,100	27,331	—
単元未満株式	普通株式 55,500	—	—
発行済株式総数	2,821,000	—	—
総株主の議決権	—	27,331	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式93株含まれております。

② 【自己株式等】

令和4年4月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社きんえい	大阪市阿倍野区 阿倍野筋1-5-1	32,400	—	32,400	1.15
計	—	32,400	—	32,400	1.15

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(令和4年2月1日から令和4年4月30日まで)及び第1四半期累計期間(令和4年2月1日から令和4年4月30日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和4年1月31日)	当第1四半期会計期間 (令和4年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	84,524	125,232
売掛金	118,700	-
売掛金及び契約資産	-	128,653
商品	3,455	4,183
その他	566,313	504,419
貸倒引当金	△771	△560
流動資産合計	772,223	761,928
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	2,848,082	2,788,298
機械及び装置（純額）	29,159	27,485
工具、器具及び備品（純額）	98,684	90,213
土地	1,123,748	1,123,748
有形固定資産合計	4,099,674	4,029,745
無形固定資産	59,643	52,295
投資その他の資産		
差入保証金	801,958	801,958
その他	37,194	36,319
投資その他の資産合計	839,153	838,277
固定資産合計	4,998,471	4,920,318
資産合計	5,770,694	5,682,247
負債の部		
流動負債		
買掛金	102,917	111,593
短期借入金	450,000	450,000
1年内返済予定の長期借入金	75,000	75,000
未払法人税等	42,552	24,159
賞与引当金	5,400	11,600
その他	582,754	505,760
流動負債合計	1,258,624	1,178,112
固定負債		
長期借入金	393,750	375,000
退職給付引当金	72,196	73,584
受入保証金	1,529,907	1,520,572
資産除去債務	290,000	290,000
その他	4,700	3,927
固定負債合計	2,290,554	2,263,084
負債合計	3,549,178	3,441,197

(単位：千円)

	前事業年度 (令和4年1月31日)	当第1四半期会計期間 (令和4年4月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	564,200	564,200
資本剰余金	24,155	24,155
利益剰余金	1,741,439	1,760,719
自己株式	△110,884	△111,080
株主資本合計	2,218,910	2,237,994
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,604	3,055
評価・換算差額等合計	2,604	3,055
純資産合計	2,221,515	2,241,049
負債純資産合計	5,770,694	5,682,247

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自 令和3年2月1日 至 令和3年4月30日)	当第1四半期累計期間 (自 令和4年2月1日 至 令和4年4月30日)
売上高	760,130	782,064
営業原価	624,136	662,391
営業総利益	135,993	119,673
一般管理費	74,306	70,830
営業利益	61,686	48,843
営業外収益		
受取利息	207	352
違約金収入	-	4,833
助成金収入	4,955	-
雑収入	1,424	45
営業外収益合計	6,588	5,230
営業外費用		
支払利息	2,122	1,754
雑支出	0	1
営業外費用合計	2,123	1,756
経常利益	66,151	52,317
特別利益		
休業等の要請に伴う協力金	-	※1 16,080
特別利益合計	-	16,080
特別損失		
固定資産除却損	89	255
臨時休館に伴う損失	※2 3,908	-
特別損失合計	3,997	255
税引前四半期純利益	62,154	68,142
法人税、住民税及び事業税	22,271	21,747
法人税等調整額	△2,325	△770
法人税等合計	19,945	20,977
四半期純利益	42,208	47,165

【注記事項】

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用しております。収益認識会計基準を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当第1四半期会計期間より「売掛金及び契約資産」に含めて表示することとしました。なお、収益認識会計基準第89-4項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。さらに、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第1四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症拡大は、依然として予断を許さない状況であります。このような状況が当事業年度(令和5年1月期)においても一定程度残るものと仮定しており、当該仮定を会計上の見積り(繰延税金資産の回収可能性、固定資産の減損会計等)に反映した結果、四半期財務諸表に与える影響はありませんでした。

なお、現時点で入手可能な情報に基づいて最善の見積りを行っておりますが、今後の実際の推移がこの仮定と乖離する場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(四半期損益計算書関係)

※1 休業等の要請に伴う協力金

当第1四半期累計期間(令和4年2月1日から令和4年4月30日まで)

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた大阪府からの休業等の要請に応じたことによる協力金を、休業等の要請に伴う協力金として特別利益に計上しております。

※2 臨時休館に伴う損失

前第1四半期累計期間(令和3年2月1日から令和3年4月30日まで)

新型コロナウイルス感染症拡大による政府の「緊急事態宣言」及びこれを受けた大阪府の「緊急事態措置」に基づき、令和3年4月25日から「あべのアポロシネマ」ほか該当施設の臨時休館を実施しました。当該臨時休館中に発生した固定費等(減価償却費ほか)に臨時性があると判断し、臨時休館に伴う損失として特別損失に計上しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (令和3年2月1日から 令和3年4月30日まで)	当第1四半期累計期間 (令和4年2月1日から 令和4年4月30日まで)
減価償却費	77,420千円	80,739千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(令和3年2月1日から令和3年4月30日まで)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
令和3年4月27日 定時株主総会	普通株式	27,885	10.00	令和3年1月31日	令和3年4月28日	利益剰余金

当第1四半期累計期間(令和4年2月1日から令和4年4月30日まで)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
令和4年4月26日 定時株主総会	普通株式	27,885	10.00	令和4年1月31日	令和4年4月27日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期累計期間(令和3年2月1日から令和3年4月30日まで)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期 損益計算書 計上額 (注)2
	シネマ・アミューズメント事業	不動産事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	255,819	504,310	760,130	—	760,130
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	255,819	504,310	760,130	—	760,130
セグメント利益又は損失(△)	△2,311	138,304	135,993	△74,306	61,686

(注)1 セグメント利益又は損失(△)の調整額は、主に各報告セグメントに配分していない一般管理費(全社費用)であります。

2 セグメント利益又は損失(△)は四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

II 当第1四半期累計期間(令和4年2月1日から令和4年4月30日まで)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期 損益計算書 計上額 (注)2
	シネマ・アミューズメント事業	不動産事業	計		
売上高					
劇場収入	255,855	—	255,855	—	255,855
ビル共益費等収入	—	99,531	99,531	—	99,531
娯楽場及びその他事業収入	26,294	5,455	31,749	—	31,749
顧客との契約から生じる収益	282,149	104,986	387,135	—	387,135
その他の収益	—	394,929	394,929	—	394,929
外部顧客への売上高	282,149	499,915	782,064	—	782,064
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	282,149	499,915	782,064	—	782,064
セグメント利益又は損失(△)	△891	120,565	119,673	△70,830	48,843

(注)1 セグメント利益又は損失(△)の調整額は、主に各報告セグメントに配分していない一般管理費(全社費用)であります。

用)であります。

2 セグメント利益又は損失(△)は四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期累計期間 (令和3年2月1日から 令和3年4月30日まで)	当第1四半期累計期間 (令和4年2月1日から 令和4年4月30日まで)
1株当たり四半期純利益	15円14銭	16円91銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(千円)	42,208	47,165
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	42,208	47,165
普通株式の期中平均株式数(株)	2,788,572	2,788,540

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

令和4年6月10日

株式会社きんえい

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 三浦宏和

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社きんえいの令和4年2月1日から令和5年1月31日までの第126期事業年度の第1四半期会計期間（令和4年2月1日から令和4年4月30日まで）及び第1四半期累計期間（令和4年2月1日から令和4年4月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社きんえいの令和4年4月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が

認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 令和4年6月13日

【会社名】 株式会社きんえい

【英訳名】 K i n - E i C o r p .

【代表者の役職氏名】 取締役社長 田 中 耕 造

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社取締役社長田中耕造は、当社の第126期第1四半期(自 令和4年2月1日 至 令和4年4月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。